

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

酒々井町より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日から1年：2020年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	2年：2021年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	3年：2022年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	4年：2023年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	5年：2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置事業者さま宛に、郵送より通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定基準）を
準用し、下記確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）
に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・様式第1及び様式第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能
の資格の有無

更新申請についてのお問い合わせは

酒々井町上下水道課 工務班 TEL:043-496-7725